

「**事業系**」

ごみ減量とリ  
**サイクル**が、



わかる

## はじめに

八王子市では、「循環型都市八王子」の実現に向けた長期的なビジョンを示す『ごみ処理基本計画』を平成19年3月に策定しました。このなかでは、「環境と経済を好循環」させるために、地域の実情に合わせた3R施策を推進することとしています。

事業系ごみの減量施策については、これまで特に古紙の資源化に重点を置き、協力をお願いをしてきたところですが、今後は生ごみの資源化や発生抑制にも力を入れていきたいと考えています。

すでに様々な分野で、ごみ減量に関する先進的な取り組みを進めている事業者もいます。市としては、そのような事業者に対しできる限り支援を行っていくとともに、事業者自らが積極的に行動できるよう、環境を整えていきたいと考えています。

そこでこの度、事業系ごみ減量に関する情報を事業者の方にお伝えすることを目的に、本書を作成しました。ぜひご活用いただき、「循環型都市八王子」の実現にご協力をお願いします。



リサイクルマスコット「クルリ」

## 目次

ページ	内 容
	はじめに、目次
1	事業者の責務、事業系ごみの現状
2～3	事業系ごみとは、事業者に求められるもの
4～5	実践手順、ごみ減量の効果・メリット
6～7	品目別処理フローチャート
8～9	事業系ごみの処理方法
10～11	資源物の処理方法（紙類、食品リサイクル）
12～13	市の取り組み
14～15	業種別取り組み事例の紹介
16～17	大規模事業者における事業系ごみの適正処理
18～19	主な関連法令、罰則規定
20～21	一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧
	問い合わせ先

## 事業者の責務

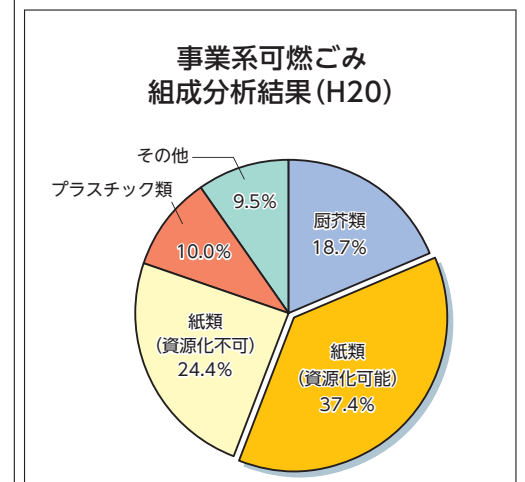
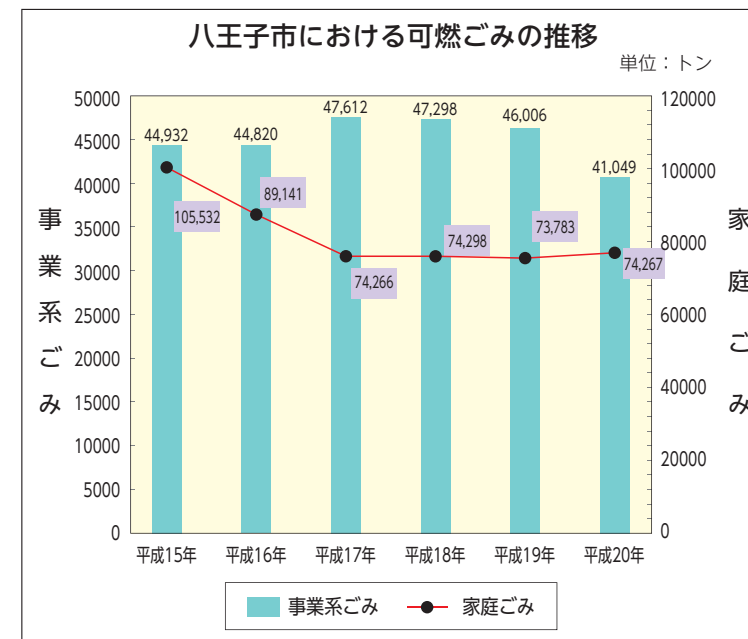
事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任において適正に処理するとともに、廃棄物の発生を抑制し資源物の再利用を促進する等の廃棄物の減量につとめることが義務付けられています。（廃棄物処理法第3条）

### 事業系ごみの処理は事業者の責務



## 事業系ごみの現状

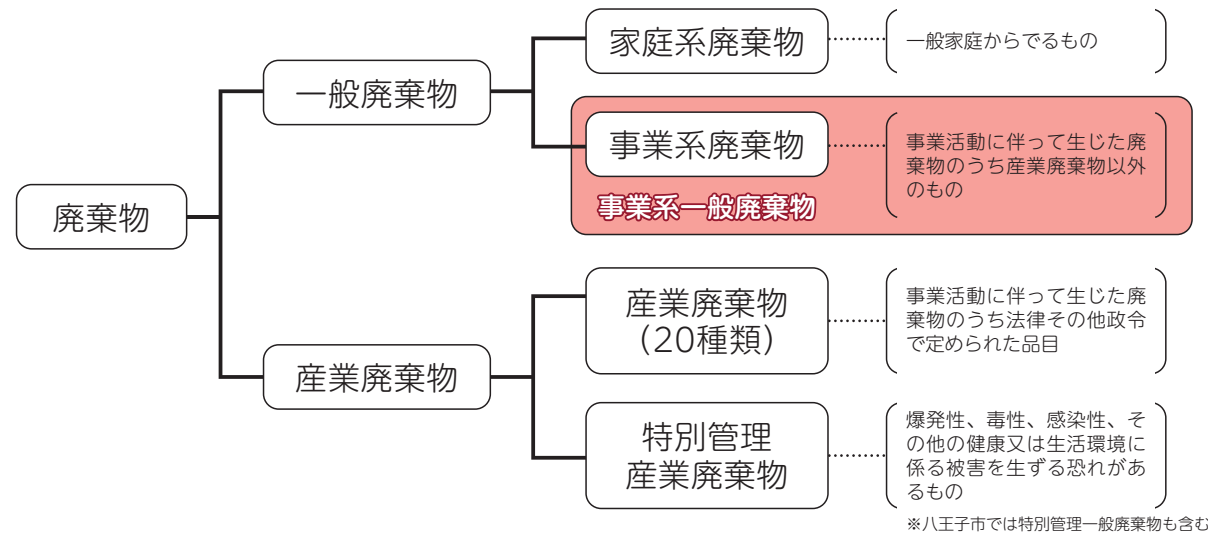
市で処理する可燃ごみの約4割を事業系ごみが占めています。家庭ごみは、平成16年にごみの有料化等を実施したことにより大幅に減少している一方で、事業系ごみは増加傾向にありました。平成18年度からは事業系ごみの減量対策を強化したこともあり（12ページ参照）、近年は減少傾向に転じていますが、ごみの内容を調査したところ、資源化可能な紙類が3割以上含まれていたことから（下記円グラフ参照）、紙類を中心とした資源化を推進することが重要になります。



# 事業系ごみとは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、「一般廃棄物」は、家庭系と事業系に分類されます。

「事業系一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち種類や量にかかわらず事業活動に伴って生じたすべてのごみをいいます。事業活動には、営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスを行っている事業も含まれます。（品目ごとの具体的な区分は6ページへ）



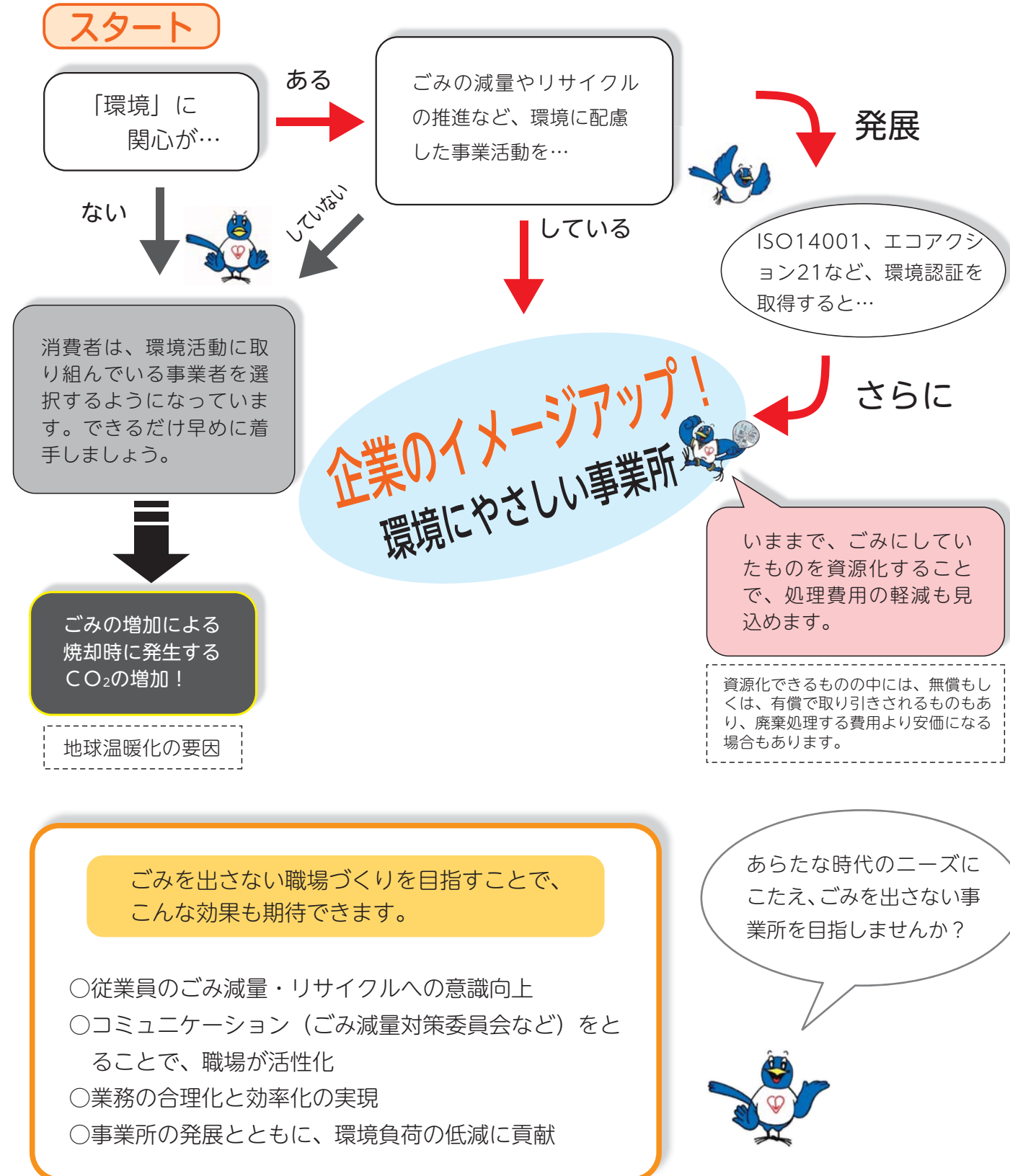
産業廃棄物分類表 《下記の産業廃棄物以外は「一般廃棄物」となります。》

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	2 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、（活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など）
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「がれき類」以外のコンクリートくずなど
	10 鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物	
12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）	
排出する業種が限定されるもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くずに限る。
	14 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、パーク類に限る。
	15 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る。
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

※ 特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

# 事業者求められるもの

ごみ減量やリサイクルを推進することは、環境負荷の低減につながるだけでなく、事業者にも大きなメリットがあります。事業所全体で協力して「環境にやさしい事業所づくり」を目指しましょう。



事業者の責務  
事業系ごみ  
事業者に求められるもの  
ごみ減量のメリット  
ごみ・資源物の処理方法  
市・事業者の取り組み  
大規模事業者の義務  
関連法令・罰則  
収集運搬許可業者一覧

## さあ！ごみ減量をはじめよう

### ◎少しの変化で大きな効果

事業所から排出されるごみを減らすためには、従業員一人ひとりの意識を高め、会社全体で取り組むことが重要です。

「廃棄物の減量は難しい」と思われがちですが、すでに取り組みを始めている事業者は、少しの工夫や簡単な取り組みで大きな成果を上げています。以下の手順を参考に、ごみ減量に取り組む、環境にやさしい事業活動を始めましょう！

大切なのは**もったいない**の気持ちです。



### <実践手順>

#### ステップ1 現状把握

事業所から出るごみを一定期間調査し、種類ごとの排出量を把握

生ごみ、プラスチック、缶、ペットボトルなどの品目別に、表にして管理してみましょう。

#### ステップ2 ごみゼロ検討委員会の設置

事業所内でごみ減量に取り組むメンバーを決め、定期的に話し合いの場をもつ

ポイントは各部署からの参加！事業者による参考事例は15ページを参照。

#### ステップ3 できることから取り組む

減量の目標値を立て、具体的な取り組みを検討し、社内一丸となって取り組む

10ページの具体的な取り組みを参考に、まずはごみ箱改革から。

#### ステップ4 更なる減量への取り組み

取り組み結果を見直し、新たな課題を検討する。

## ごみ減量の効果・メリット

### ◎事業所から出るごみをチェックしてみよう

自社の事業所からどのようなごみが、どれくらい出て、どの程度の処理費用がかかっているか把握していますか？ごみを減らすことは、コスト削減となる場合があります、事業所のメリットにもつながります。

### ◎A社の場合

調査の結果、事業所からは1ヶ月あたり「1000kg」のごみが出て、処理費用は「50,000円」であった。その中身を見るとコピー紙やチラシ・シュレッダー紙などの資源化可能な紙類が3割含まれており、すべて“ごみ”として処理をしていた。

14ページの業種別取り組み事例を参考に、まずは紙のリサイクルでごみ減量を開始！

1か月あたり  
ごみ量

取組前  
1000kg

取組後  
700kg



年間で3.6tの減量

清掃工場の  
運営に伴う  
CO<sub>2</sub>発生量<sup>※1</sup>

140kg

98kg

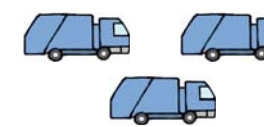


年間約500kgのCO<sub>2</sub>を削減  
(スギ36本の年間吸収量に相当<sup>※2</sup>)

処理費用<sup>※3</sup>

50,000円

42,500円



週3回のごみ回収



週2回のごみ回収  
週1回の紙資源回収



月7,500円のコストダウン  
年間で90,000円の節減

紙の分別を徹底するだけで、こんなにも効果がありました！

※1 戸吹清掃工場におけるごみ焼却に伴う電気使用量を0.253kWh/kg、電気使用時のCO<sub>2</sub>排出係数を0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWhとして推計しています。  
 ※2 スギ1本あたりの年間CO<sub>2</sub>吸収量を14kg-CO<sub>2</sub>/本・年（八王子市ごみ処理基本計画より）として推計しています。  
 ※3 処理費用は、収集運搬料金と処分料金からなります。ここでは、モデルケースとして収集運搬料金を25円/kg、ごみの処分料金を250円/10kg（八王子市処理施設の処理手数料）、紙類の資源化料金を0円/kgとして計算しています。収集回数を増やしたり、資源化する品目によっては費用が増加することもありますので、実際の料金については収集業者や資源化業者にお問い合わせください。

# 事業系ごみ・資源物の処理方法

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。八王子市の清掃工場へ搬入できるのは、「一般廃棄物」のみです。

プラスチックなどの「産業廃棄物」は、搬入できません。

下記に示した代表的な品目のほとんどが、分別すれば資源化できます。地球環境を守り、資源の枯渇を防ぐためにも分別をして、できる限りの資源化にご協力を！



## 品目別処理フローチャート

※事業系一般廃棄物に区分されている品目でも、製造業など特定の業種から排出される場合は産業廃棄物となります（2ページ参照）

品目	代表的なごみ
事業系一般廃棄物(可燃ごみ)	紙類 ダンボール 書類 新聞 シュレッダー 封筒・はがき 名刺 菓子箱 など
	生ごみ 調理残渣 食べ残し 売れ残り など
	木くず古布 剪定枝 木製品 洋服 布 など
	一般ごみ 汚れた紙 紙類の禁忌品(10ページ参照) など
産業廃棄物(不燃ごみ等)	プラスチック類 弁当容器 ビニール袋 プラスチック製品 ラップ類やトレー 発泡スチロール など
	びん・缶 ペットボトル びん 缶 ペットボトル など
	金属類 刃物 アルミホイル スプレー缶 はさみやクリップ など
	ガラス陶磁器類 コップ 植木鉢 茶碗 など
	廃油 食用油 エンジンオイル など
	電池 電池 充電式電池 など
	その他 ロッカー 机・椅子 エアコン パソコン 蛍光灯 など

## 資源物

《リサイクルされたものは、このような物に生まれ変わります。》



※資源物は、種類別に洗浄・分別するほど、質の良い再生品に生まれ変わります。

資源化 ルートへまわすと

廃棄物 ルートへまわすと

廃棄物 ルートへまわすと

有価物や専ら物(古紙、くず鉄、びん類、古繊維)であれば収集運搬業の許可不要

八王子市一般廃棄物収集運搬業許可が必要

東京都産業廃棄物収集運搬業許可が必要

産業廃棄物は本市のごみ処理施設に搬入できません。東京都の許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集運搬または処分を委託してください。なお、委託にあたっては、委託契約書とマニフェストが必要です。

テレビ(液晶、プラズマ含む)・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンは法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については、産業廃棄物処理業者やメーカー・販売店にお問い合わせください。

小形充電式電池は「一般社団法人JBRC」に登録すれば、20kgを単位として無償回収しています。  
(<http://www.jbrc.com>)

資源化施設

一般廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設

再生品製造工場

焼却に伴うCO<sub>2</sub>が増加

新たな処分場の選定、建設が困難

事業者の責務

とは 事業系ごみ

求められるもの

ごみ減量のメリット

ごみ・資源物の処理方法

市・事業者の取り組み

大規模事業者の義務

罰則 関連法令・

収集運搬許可業者一覧

# 事業系ごみの処理方法

事業系ごみは処理施設に直接持ち込むか、収集業者と契約することにより処理することができます。業として廃棄物を収集運搬したり、処分するには、それぞれの業（収集運搬、処分）ごとに**許可が必要**です。一般廃棄物であれば市町村長、産業廃棄物であれば都道府県知事等の許可となりますのでご確認ください。

なお、本市ではごみが少量（可燃ごみが80%以下、不燃ごみが40%以下程度）の事業者は、市の事業系指定袋による収集を利用することもできます（詳しくは市のホームページ参照）。

## 1. 処理施設に直接持ち込む場合

一般廃棄物は、市の清掃工場及び八王子市一般廃棄物処分業許可業者に、産業廃棄物は東京都産業廃棄物処分業許可業者に持ち込むことができます。

- ◇可燃ごみを市の清掃工場に持ち込む場合（産業廃棄物は持込不可）
- <手数料> 10kgにつき250円(10kg単位に四捨五入。ただし、15kg未満は一律250円)
  - <持ち込み先> 戸吹清掃工場 戸吹町1916 Tel.042-692-5389  
館清掃工場 館町2700 Tel.042-665-2570 (平成22年10月停止予定)  
多摩清掃工場※
  - <受付時間> 午前8時30分～午後4時 月曜日から金曜日(祝日を含む、年末年始を除く)と毎月第4日曜日
- ※多摩ニュータウン地域の事業者は、多摩清掃工場(多摩市唐木田2-1-1 Tel.042-374-6311)にも持ち込むことができます。なお、受付時間は平日と毎月第4日曜日の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分です。(祝日や年末年始は持ち込みできません)

## 2. 収集業者に委託する場合

廃棄物の処理は収集業者に委託することもできます。以下の点をふまえ、複数の業者にお問い合わせいただくことをお勧めします。(一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧は20ページ参照)

### 収集業者の選び方

- ①収集するごみの許可を持っているか  
許可証を見せてもらい、収集して欲しい品目の許可を有しているかなどの確認を行きましょう。なお、一般廃棄物は八王子市の許可を、産業廃棄物は東京都の許可を有した業者と契約する必要があります。
- ②希望するサービスが受けられるか  
回収頻度、回収日、回収時間、排出場所等は、契約金額と深く関連しますので、必ず確認しましょう。
- ③より効率的な契約方法はないか  
資源化を進めることにより、処理費用を下げられる場合もあります。(6ページ参照)また、複数の事業所がそれぞれ同一の収集業者と契約を結ぶことにより、効率的にごみが処理できる場合もあります。

許可第〇〇号  
一般廃棄物収集運搬業許可証  
八王子市〇〇町〇〇-〇  
有限会社 〇〇

平成〇〇年〇月〇日  
八王子市長 〇〇 〇〇 印

- 1 廃棄物の種類  
紙くず、木くず、繊維くず、厨芥
- 2 収集・運搬の区別  
収集・運搬(保管、積替えを除く)
- 3 運搬先  
八王子市処理施設
- 4 作業場所  
八王子市内
- 5 許可の有効期間  
平成〇〇年〇月〇日から  
平成〇〇年〇月〇日まで
- 6 許可の条件  
裏面記載のとおり

▲八王子市一般廃棄物収集運搬業許可証

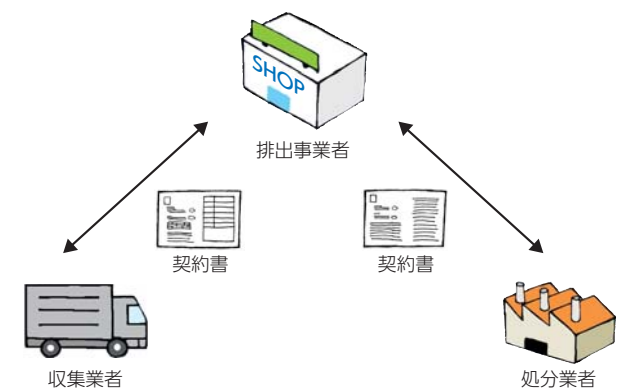
## 契約書

収集業者に委託する場合には、「処理品目」、「数量」、「処分先」、「緊急時の対応」等を明確にするため、契約書を作成しましょう。

なお、廃棄物処理法により、産業廃棄物については収集業者と処分業者**それぞれの契約書を作成**し、契約終了後も5年間保管する義務があります。

詳しくは東京都の「モデル契約書」を参考にしてください。  
(東京都環境局産業廃棄物対策課 <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai>)

※一般廃棄物の場合、市の清掃工場とは契約を結ぶ必要はありません。



## マニフェスト

廃棄物処理法や市の条例により、排出事業者はマニフェストを交付し、5年間保管することが以下のとおり義務付けられています。

### 一般廃棄物

**1日あたり100kg以上排出する事業者**は、八王子市のマニフェスト(一般廃棄物管理票)を交付しなければなりません。一般廃棄物管理票はA～D票の4枚つづりとなっており、排出事業者は排出時にA票を保管し、処分後に委託業者から渡されるD票を受け取ることで、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

### 産業廃棄物

**全ての排出事業者**は、その量に関わらずマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、都知事に毎年報告しなければなりません。

マニフェストは、廃棄物の種類ごと、行き先ごとに交付します。運搬または処分を終了した日から、10日以内にマニフェストの写しが委託業者から排出事業者に送付されます。

八王子市 一般廃棄物管理票(A票)  
(マニフェスト)

平成 年 月 日 時 発行番号

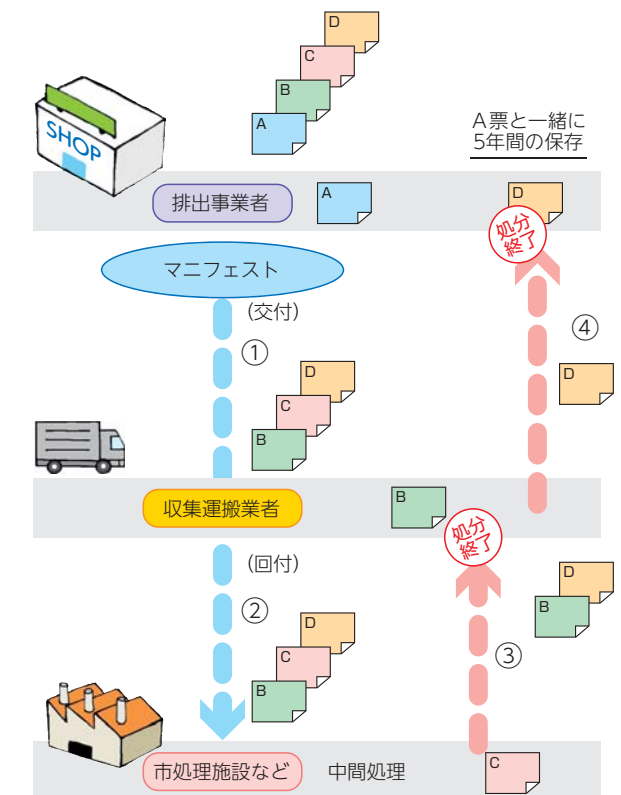
排出事業者・自己持込事業者 事業系一般廃棄物種類・量

住所	事業者名	全体量	kg
排出場所住所	Tel.	厨芥	kg
		紙くず	kg
		木くず	kg
		繊維くず	kg
		( )	kg
		( )	kg
		( )	kg
		( )	kg
住所	事業者名	kg	受領印
運搬者名	Tel.		
車両番号			

### 八王子市一般廃棄物管理票

1冊(50セット)500円で戸吹・館清掃工場、南大沢清掃事業所(所在地は13ページ参照)及びごみ減量対策課(本庁3階)にて取り扱っています。

### マニフェスト(一般廃棄物管理票)のながれ



- A 排出事業者用
- B 収集・運搬業者用
- C 市処理施設用
- D 排出事業者送付用

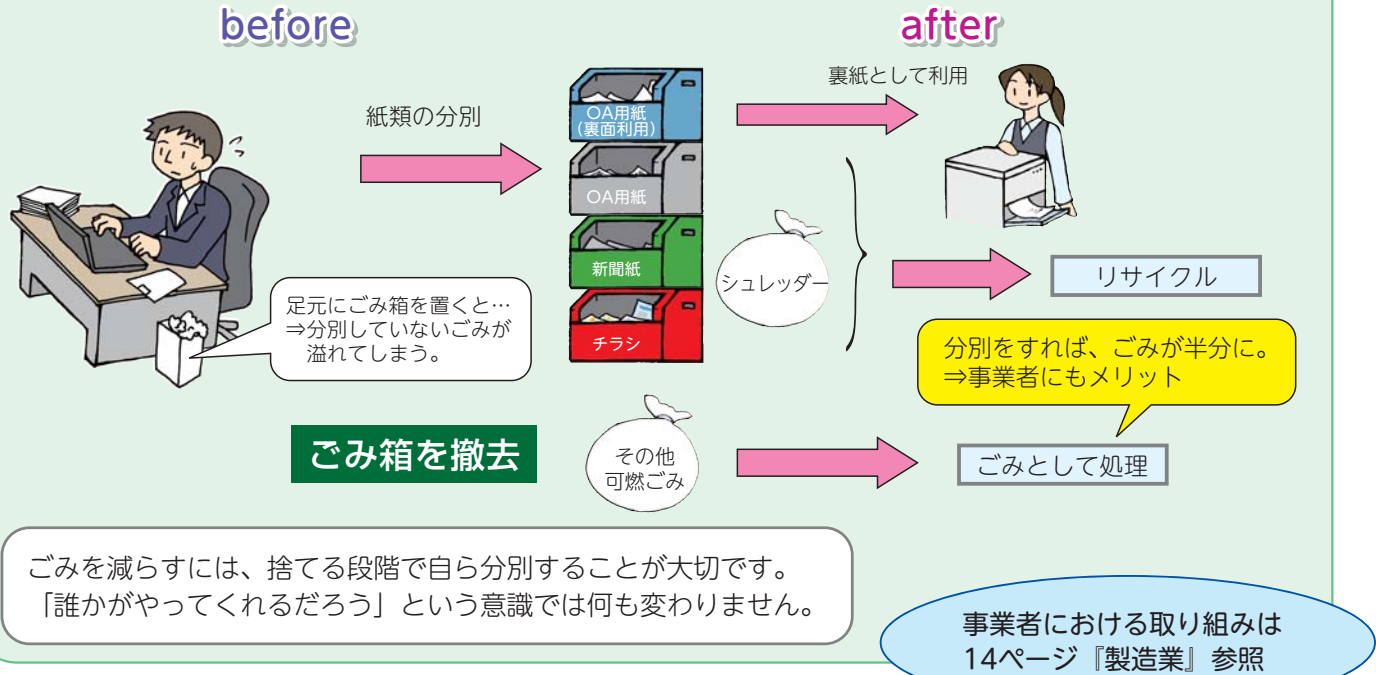
※産業廃棄物のマニフェストは最終処分まで管理するため、7枚(もしくは8枚)つづりとなっています。

## 大切な資源物(紙類)

事業所内のごみ箱に、なにげなく捨てているものの中には、「宝物」が埋もれています。一番多く含まれているもの…それは「紙類」です。調査によると、事業系可燃ごみには、資源化可能な紙類が3割以上含まれています(1ページ参照)。名刺大の小さな紙や封筒、オフィスペーパー、菓子箱、シュレッダー等も分別すれば「資源」になるのです。

「もったいない」の思いをオフィスでも!

あるオフィスの一般廃棄物



### 紙を分別する際に「禁忌品」は混ぜないで!

禁忌品とは…「製紙原料にならない異物」のことです。再生工程のさまたげになるので、取り除きましょう。

- たとえば、こんな物
- ・粘着物の付着した紙(圧着はがき、紙管等)…繊維状になった紙に粘着物が付着し、よれる原因になる。
  - ・防水加工された紙(紙コップ、紙皿等)…古紙を溶かし除塵する工程で機械につまり、故障の原因になる。
  - ・感熱紙・感圧紙(複写式の伝票、レシート等)…できあがった再生紙に「ピッチ」と呼ばれる黒い斑点が付いてしまう。
  - ・臭いの付いた紙(洗剤容器、線香の紙箱など)…臭いはどの工程でも消えず、できあがった紙に臭いが残る。
- その他、プラスチックやアルミ箔などの複合素材、油の付いた紙、汚れの付いた紙等

## 「食品リサイクルのすすめ」～焼却から資源化へ～

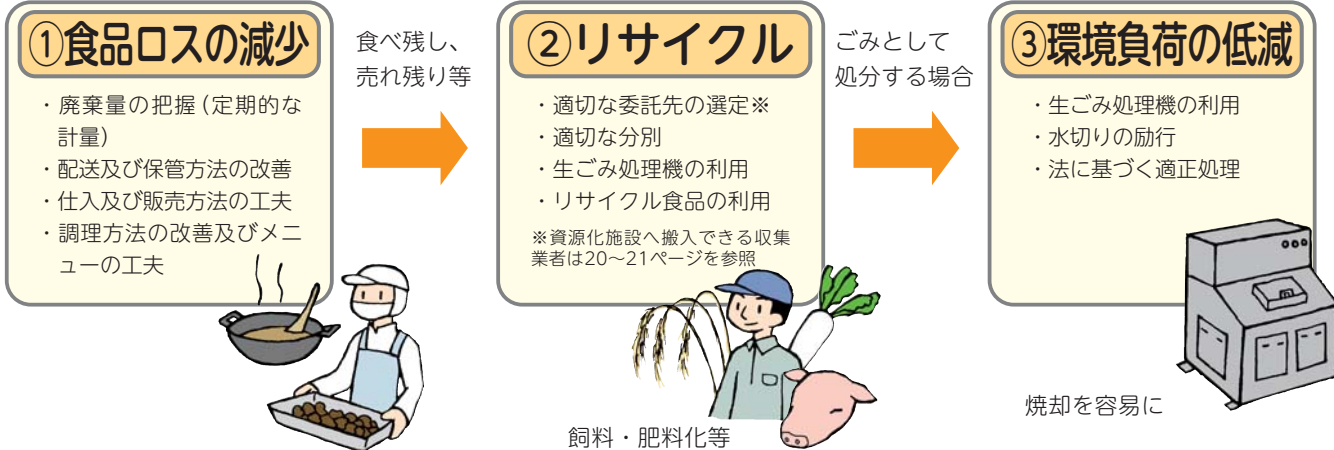
日本は食品の約6割を海外からの輸入に依存していますが、食品廃棄物等の発生量は1,134万tにのぼり(平成19年度)、多くが焼却ごみとして廃棄されています。このため、食品の大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急務となっています。

「食品リサイクル法」は食品廃棄物等の発生抑制と資源としての有効利用を推進することを目的に、平成12年に制定されました。

食品を無駄にしないためにも、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しましょう。

食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。なお、フランチャイズチェーンは一体的に取り扱われます。(問い合わせ先は裏表紙参照)

### 食品廃棄物の処理における優先順位



事業者における取り組みは14ページ『飲食業』参照

近年では、以前と比較して廃棄処理コストと食品リサイクル処理コストの差がほとんど変わらない状況になりつつあります。環境負荷の観点からも、どちらを選択するかを考えてみませんか?

### 資源物持ち込み先業者一覧

資源物は直接持ち込むこともできます。また、その種類や質・量により、無償もしくは有償(代金がもらえる)で引き取る業者もあります。なお、品目により逆有償(代金を払う)となってしまう場合もありますので、引き取り内容については、直接右記の業者や廃棄物収集運搬業者、資源回収業者にお問い合わせ下さい。

	持ち込み先業者	住 所	電 話
古紙	三弘紙業(株) 八王子営業所	八王子市宮下町54-1	042-691-0221
	三弘紙業(株) 相模原営業所	相模原市西橋本1-19-19	042-773-1194
	関東紙業(株)	相模原市清新8-18-1	042-774-3323
	東京紙業(株) 多摩事業所	八王子市中野上町1-16-16	042-655-1821
	(株)こんの 八王子営業所	八王子市石川町2802	042-643-4340
	(有)トーホー商事	八王子市滝山町2-54	042-692-0238
・水曜日は混雑しますので、なるべく水曜日以外をご利用ください。			
びん	持ち込み先業者	住 所	電 話
	八王子容器(有)	八王子市西寺方町81	042-651-6224
	八王子資源化事業(協) 榎原選別場	八王子市榎原町1452-1	042-626-9491
木くず	持ち込み先業者	住 所	電 話
	(株)エコネット	八王子市犬目町776	042-654-3311
	恵比寿産業(株)	八王子市東中野480-2	042-676-6000
青南建設(株) 片倉工場	八王子市片倉町1778-1	042-637-5311	

	持ち込み先業者	住 所	電 話
缶	八王子容器(有)	八王子市西寺方町81	042-651-6224
	八王子資源化事業(協) 榎原選別場	八王子市榎原町1452-1	042-626-9491
	(有)トーホー商事	八王子市滝山町2-54	042-692-0238
	(有)長岡商店 ※1	八王子市上川町601-1	042-642-6373
	久保田鉄鋼(株) ※1	八王子市中野上町2-18-3	042-625-2171

※1 缶以外にも引き取り可能な品目(金属類)もありますので、お問い合わせください。

	持ち込み先業者	住 所	電 話
ペットボトル	八王子容器(有) ※2	八王子市西寺方町81	042-651-6224
	(有)トーホー商事	八王子市滝山町2-54	042-692-0238
	(有)長岡商店	八王子市上川町601-1	042-642-6373

※2 ペットボトル以外にも引き取り可能な品目(プラスチック類)もあります。なお、種別に分別してあるものに限りますので、お問い合わせください。

事業者の責務  
事業者系ごみ  
事業者に求められるもの  
ごみ減量のメリット  
ごみ・資源物の処理方法  
市・事業者の取り組み  
大規模事業者の責務  
関連法令・業者一覧